

令和6年度 建設業の魅力発信動画広告配信業務委託 仕様書（案）

1 委託事業名

令和6年度 建設業の魅力発信動画広告配信業務委託

2 業務目的

三重県県土整備部公共事業運営課（以下、県という）が制作した建設業の魅力発信動画（以下、動画という）を SNS 広告で配信することにより、対象とする高校生とその保護者（以下、対象者）に建設業の魅力を発信する。また、次年度以降の広告配信を効果的に実施できるよう本業務の効果検証を行うことを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

4 業務の概要

- (1) 配信計画の立案
- (2) SNS 広告の配信
- (3) 効果検証、取りまとめ

5 各業務の詳細

(1) 配信計画の立案

○委託期間内において、対象者へ効果的に配信できる期間、間隔などを提案すること。

○提案に際しては、類似の実績や各種データなどを参考に、その計画を立案した根拠を整理すること。

○提案する配信計画については、県の確認を受け、承諾を得ること。

○委託期間内において、一定期間配信した結果などをもとに必要に応じて配信計画の見直しを行うこと。なお、配信計画を変更する場合は県の確認を受け、承諾を得ること。

○県から配信計画の見直し依頼があった場合、可能な限りこれに応じること。

○配信計画の見直しについては、その内容、回数等に関わらず、変更協議の対象としない。

(2) SNS 広告の配信

○以下のとおり広告を配信すること。ただし、「(1) 配信計画の立案」により作成した配信計画に基づき、必要に応じて変更するものとする。なお、この変更に伴う広告配信料等の変更については、変更協議の対象とする。

配信媒体	Youtube	Tiktok
配信エリア	三重県内全域	
配信期間	委託期間内のうち1週間×3週(計21日間)	
広告タイプ	インストリーム広告	インフィード広告
目標インプレッション数	520,000回以上(全媒体、全期間の合計)	
使用する動画	県が別途提供	
リンク先	県が指定するHP	
広告配信料	合計 20万円	
ターゲットの設定	三重県内/16歳~18歳, 46歳~52歳 ※ただし、各媒体において可能な範囲で設定するものとする。	

○必ず両媒体で広告配信を行うこと。なお、配信媒体ごとの広告配信料の内訳は問わない。

(3) 効果検証、取りまとめ

○一定期間配信した結果などにより、効果検証、取りまとめを行うこと。また、取りまとめに際しては、当該結果となった要因を考察するとともに、より効果的に配信できる方法等を提案すること。

○検証結果は取りまとめごとに県の確認を受け、承諾を得ること。

○検証に必要なデータについて、県が提供する必要があるものについては、そのデータを特定し、県に提供を依頼すること。

6 実施責任者の配置

受注者は、当該業務の履行に関して実施責任者を選定し配置するものとし、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

7 成果品の提出

本業務の成果品及び提出部数は次のとおりとする。

- ・電子媒体 1部
- ・検査用として成果物の印刷物(A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年度・受発注者名を明示)を1部提出する。

成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を成果物に明記する。

8 成果品の納入期限、納入場所及び検査

成果品の納入期限は契約工期内とする。納入場所は、三重県県土整備部公共事業運営課とし、検査については、別途指示する日時で同場所にて行う。ただし、発注者が成果品の一部について提出期限を別途指示した場合には、これに従うものとする。

9 その他

(1) 個人情報の保護

受注者は、当該業務による事務を処理するための個人情報の取扱いについて、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について

- ①受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- ②①により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- ③受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(3) 不当要求等を受けた場合の措置について

三重県は「建設工事等の受注者への不当要求等防止対策要綱」及び「三重県建設工事等不当要求等防止協議会規約」（三重県 HP「三重県の公共事業情報」を参照）に基づき、建設工事等の受注者への不当要求等防止に取り組んでいます。

受注者又は下請負人等が不当要求を受けた場合は、受注者から発注機関の長（不当要求等防止責任者）に報告様式〔三重県 HP「三重県の公共事業情報」を参照〕により、その事実を報告すること。また、受注者又は下請負人等に対する不当要求等の疑いがある行為について相談したい場合は、発注機関の長（不当要求等防止責任者）に躊躇なく相談すること。

(4) 補足

この仕様書に定めのない事項については、契約書によるものとし、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。